

第4次広域計画（概要）

1 広域計画の趣旨・計画期間

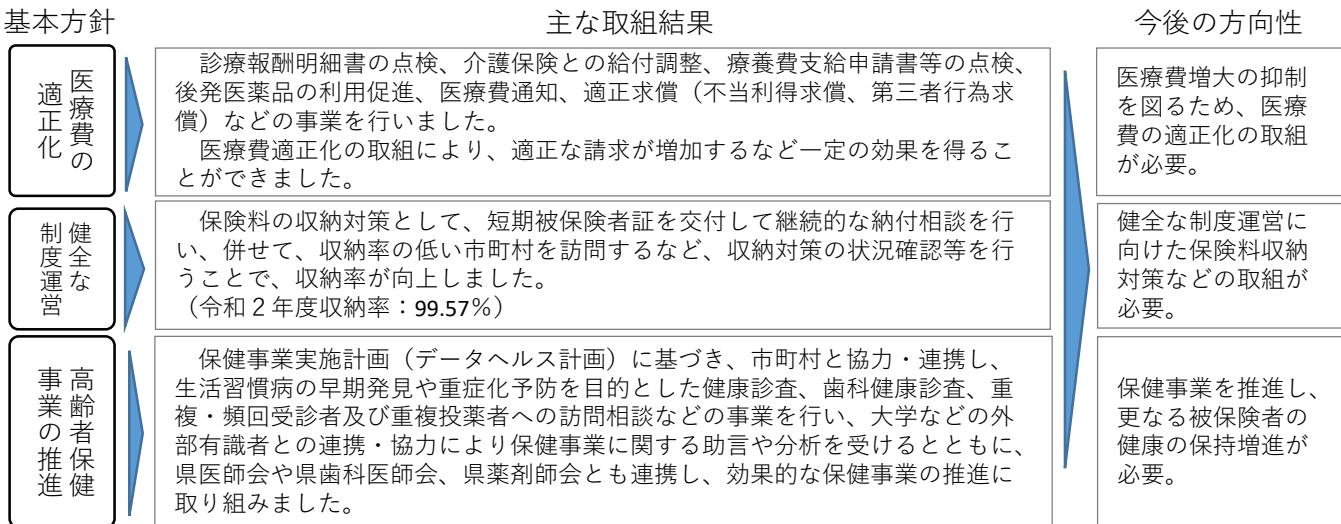
(1) 趣旨

広域計画は、地方自治法第291条の7及び神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき、策定する計画で、広域連合及び市町村が相互にその役割を担い、連携を図りながら、後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営していくための基本的な指針

(2) 計画期間

令和4年度から令和13年度 10年間 ※法改正等により改正が必要となったときには、随時改正

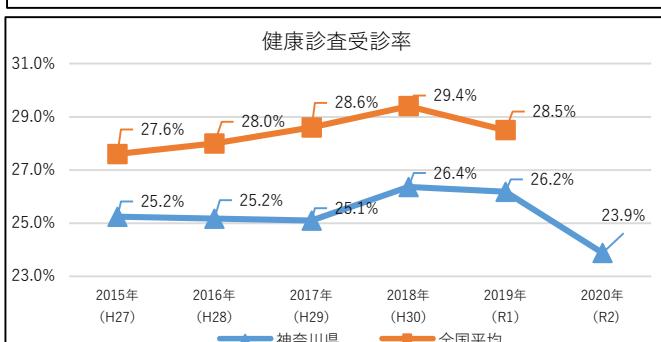
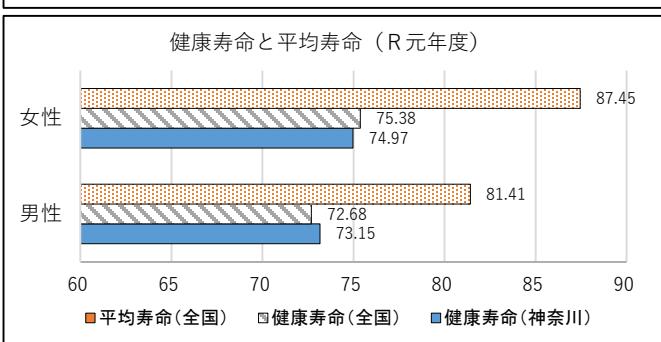
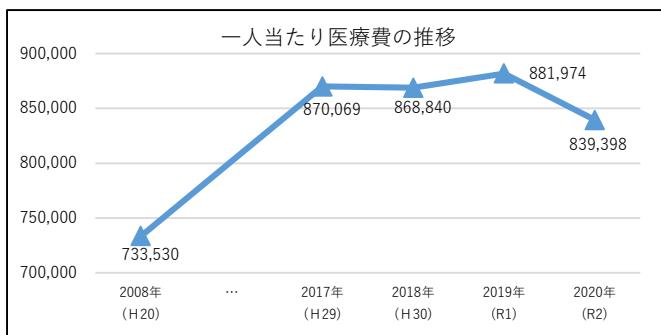
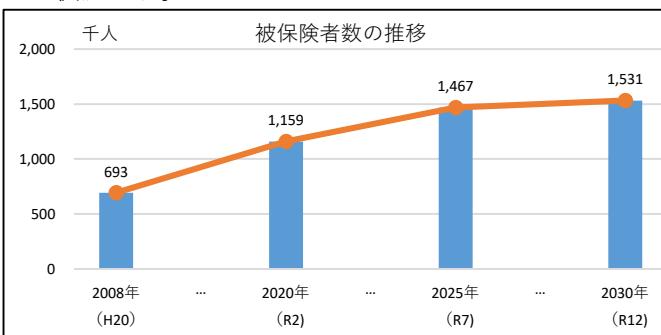
2 第3次広域計画の振り返り



3 現状と課題

(1) 現状

神奈川県内の後期高齢者医療の被保険者数は、令和2年度には約116万人となりました。今後も増加傾向は続き、令和7年度には約147万人、令和12年度には約153万人となると予想されます。また、医療費については、被保険者数、一人当たり医療費ともに増加傾向にあるため今後も増加が見込まれます。平均寿命と健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）に差が見られます。被保険者の健康の保持増進のため、データヘルス計画に基づき、健康診査や歯科健康診査を実施しており、神奈川県の健康診査受診率は、令和元年度で26.2%となっており、全国受診率と比べて、2.3ポイント低い状況です。

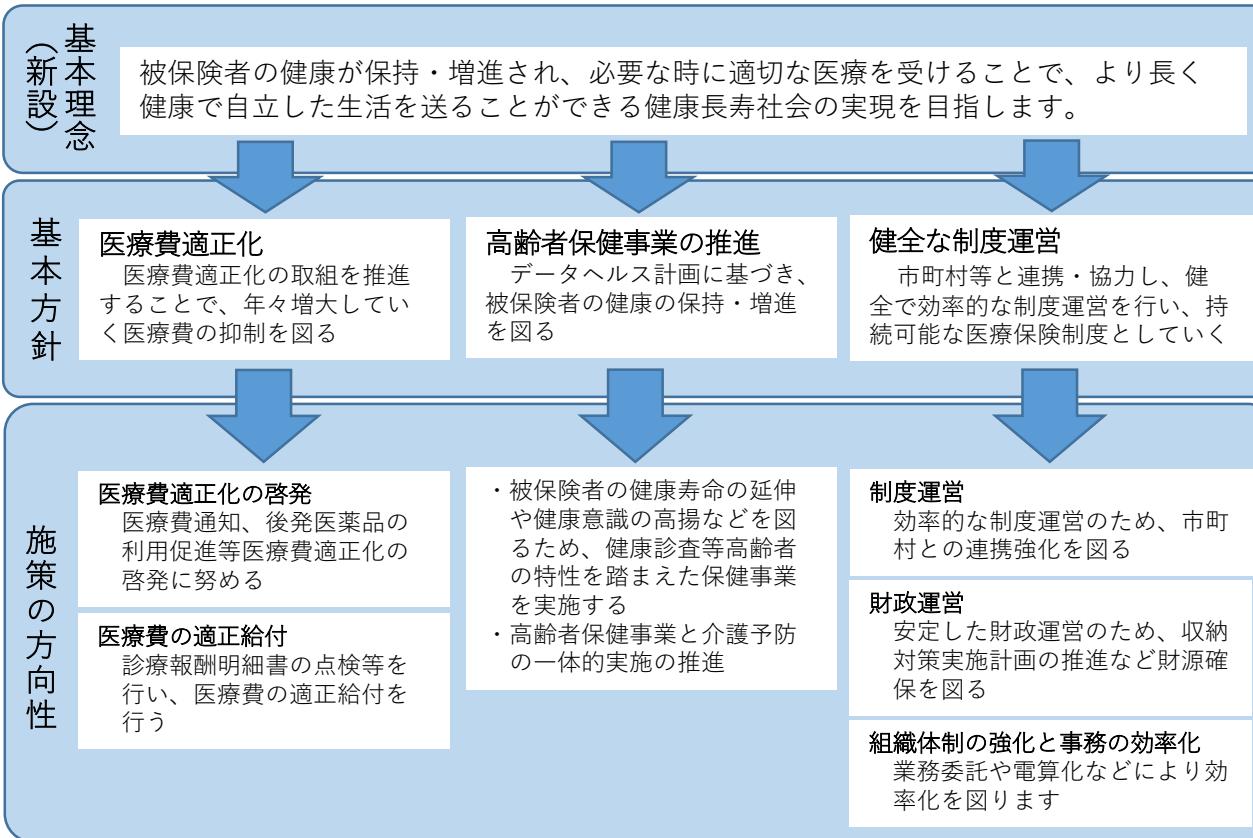


(2) 課題

増大する医療費に対して、持続可能な制度としていくために、医療費の適正化、健康の保持増進、健全な制度運営により一層取り組んでいく必要があります。

医療費の適正化	高齢化の進展や医療の高度化に伴い、医療費は今後も増加していく見込みのため、将来にわたって、安定した制度運営をするためには 医療費の伸びを抑制 する必要があります。 診療報酬明細書の点検などを通じて医療費の適正化を推進してきましたが、今後さらに取組を進めていく必要があります。
健康の保持増進	高齢になると、加齢に伴う心身機能の低下により自立した日常生活を送ることが困難になってきます。できる限り長く自立した生活を送るためには、 健康寿命の延伸が不可欠 です。 健康診査の受診率向上 を図り、生活習慣病の予防等につなげる必要があります。 また、後期高齢者は前期高齢者に比べ、加齢に伴う虚弱な状態であるフレイルの進行が顕著で、複数の慢性疾患を保有することなどから、多面的かつ包括的な疾病管理がより重要となり、高齢者の特性を考慮しながら、 高齢者保健事業と介護予防の一体的実施を推進 していく必要があります。
健全な制度運営	被保険者が安心して医療を受けられるよう、広く被保険者や市町村などの関係機関の意見を十分に聴き、運営にあたる必要があります。 また、補助制度等を最大限活用するとともに適切な保険料率の設定と賦課を行い、収納率の向上を目指し、 必要な財源を確保 する必要があります。

4 第4次広域計画の基本理念と基本方針



5 広域連合と市町村の事務分担

